

「東京都シルバーパス」を初めて購入される方へ

満70歳以上の都民の方（寝たきりの方は除く）は、お申込みにより都内民営バス（19社）、都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー、八丈町営バス、三宅村営バスが利用できる東京都シルバーパスを購入できます。

パスの有効期間は、ご購入日から **令和6年(2024年)9月30日まで** です。

購入を希望される方は、次の費用と必要書類を持参の上、最寄りのシルバーパスを取り扱っているバス営業所等でご購入ください。※満70歳になる月の初日から申し込むことができます。

対象者		費用	★必要書類★
①	令和6年度の住民税が「課税」の方で、③以外の方	10,255円 (6年4月～9月に購入の場合に限る)	(1)のみ
②	令和6年度の住民税が「非課税」の方	1,000円	(1)と(ア)～(ウ)のいずれか1つ
③	令和6年度の住民税が「課税」であるが、 令和5年の合計所得金額(※)が135万円以下の方		

(※) 合計所得金額とは、税法上の合計所得金額を指し、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や医療費控除等を控除する前の所得金額

(※) 不動産譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除して得た額

★ 必要書類 ★

全員に必要なもの

(1) 本人確認書類（健康保険被保険者証、運転免許証、マイナンバーカードなどいずれか）1つ

1,000円でパスを購入する方は、以下の(ア)～(ウ)のいずれか1つをご用意ください。

(ア) (イ) は令和6年度の書類が発行されるまでの間は、令和5年度の書類を使用してください。

(ア)	(購入時点で最新の) 介護保険料納入通知書 (介護保険料決定通知書) ※お住まいの区市町村によって、 名称が異なる場合があります	【令和5年度通知書の場合は以下のとおり】 以下の全ての条件がそろっているものに限る。 ・所得段階区分欄に「1」～「6」の記載があるもの ・令和5年6月～7月に発行された本決定のもの または、それ以降に発行された変更決定のもの ★注意事項★ 仮の通知書は証明書として使用できません。 再発行はできません。お手元がない場合は、下記(イ)を取得してください。	介護保険料の改定による、6年度通知書の所得段階区分については、6月以降のチラシでお知らせします。
(イ)	(購入時点で最新の) 住民税課税証明書 又は 住民税非課税証明書	当年1月1日に居住していた区市町村に申請して発行。 「非課税」または「前年の合計所得金額が135万円以下」のもの。 ★注意事項★ (1) 申請には、手数料、本人確認書類、印鑑等が必要 (2) 代理人が申請する場合は、委任状、代理人の本人確認書類、印鑑等が必要 (3) マイナンバーカードをお持ちの場合は、コンビニエンスストアでの発行も可能 ※発行手続きの詳細は、申請する区市町村にご確認ください。	
(ウ)	生活保護受給証明書	受給している生活保護の種類として「生活扶助」を表す記載がある、令和6年4月以降に発行されたもの。※本人確認書類としても使用可	

*東京都シルバーパスは（一社）東京バス協会が実施していますので、ご不明な点は下記のシルバーパス専用電話にお問い合わせください。お住まいの区・市役所、町・村役場へのお問合せはご遠慮ください。

*お住まいの区・市役所、町・村役場の介護保険所管課へ介護保険料納入（決定）通知書の再発行を求めることはご遠慮ください。お手元がない場合は、住民税（非）課税証明書を取得してください。

【お問合せ】（一社）東京バス協会 シルバーパス専用電話

☎ 03-5308-6950

午前9時～午後5時
(土・日・祝日除く)

電話番号は、お間違えのないようお願いいたします。

制度に関するご質問は、東京都福祉局シルバーパス担当(03-5320-4275)へ